

答申第692号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、第213回NHK情報公開・個人情報保護審議委員会で審議し当該視聴者に連絡した答申第505号について、「審議委員会の回答に至った経緯、意思形成過程などの文書」として、「① 本件の請求事項に関する審議に要した日時・場所・委員名・議題・議事内容・結論等の判る一切の資料・記録等 ② 本件の請求事項に関わり、結論を導き出すまでに1年以上もの期間を要した理由と請求事項に関する“なかみ”を掘り下げるのに要した経緯・審議努力の成果（憲法・放送法・国際法等からの乖離への呻吟・苦渋の選択など）等の判る一切の資料・記録等 ③ 本件の情報公開請求・個人情報開示請求に関わる意思形成ないし結論を導き出すための、決定的役割（決め手・詰めの作業）を果たすべき基準・規定等の判る一切の資料等 ④ 本件への結論を導き出すための、参考・識見とすべき資料・学術書・法律書等をどう利用したかの判る一切の資料・記録等 ⑤ 本件への結論を導き出す過程において、請求人がNHK広島・広報事業部担当者に対して行った請求事項や参考資料等を提示したこと或いはその回答等(全15項目)に関して、当該審議会の下で、どのように審議事項・意思形成過程（検討内容）・合意形成（結論）等として組入れたかの判る一切の資料・記録等 ⑥ 上記のようにNHK広島情報広報部における請求人に対する対応の問題、つまり対応の遅れ・要領の悪さ・稚拙さ・検閲する・回答しないなど、その上に当該審議会にむけて、いつ・どのようにして・何を・どこまで審議をすべき資料等を送付・配布したか、などによってどのように審議してきたかどうかの判る一切の資料・記録等 ⑦ 審議の過程において、とりわけ憲法で保障されている「国民」（視聴者）の【請願権（憲法16条）】ならびに【思想・信条の自由（憲法第19条）】さらに【知る権利（憲法第21条・表現の自由）】に関して、どのような位置付けのもとに審議等がなされたかの判る一切の資料・記録等 ⑧ 審議の過程において、初井会長をはじめとする経営委員会の委員の問題発言をはじめとする度重なる理解不能な不祥事の問題、一方では「中立・公正であるべきだ」としながらも『自民党と首相・安倍晋三およびその政権』による【報道の自由】（表現の自由）の侵害・政治的弾圧の問題など、さまざまな問題・課題・命題を抱えながらも、“第三者機関性？”としての役割と責任において【表現の自由】（報道の自由）を根底にすえた情報の開示を、どのようにしてきたか・どのようにしているか・どのようにすべきか等の判る一切の資料・記録等 ⑨ 上記の①ないし⑧の各事項を鑑みれば、『不開示としたNHKの取り扱いは妥

当である』とする判断・解釈の誤り、すなわち請求事項を『いずれも存在しない』とする問題、いわばNHKの体質問題、『日の丸掲揚・君が代伴奏』をなし『平成』と記すなど国家主義に傾き、『特定秘密保護法』にそう秘密指定などの問題等々、自己規制ではなく自己検証・相互検証を、どのようにしてきたか・しているか・していくべきか等の判る一切の資料・記録等 ⑩ 当該審議会において、情報公開制度・情報公開法に基づき、【情報は『国民』・視聴者の権利・タカラ】を基底とするなどの検証・査証をしたことの判る一切の資料・記録等」の開示の求めがあった。

NHKは、①のうち「本件の請求事項に関する審議に要した日時、場所、委員名、議題、結論の判る資料」は開示したが、「議事内容」はNHK情報公開・個人情報保護審議委員会規程（以下、規程）第5条4項に該当するため、②～⑩は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①のうちの「議事内容」および⑤、⑥、⑦、⑩は規程第5条4項に該当するため、②、③、④、⑧および⑨は文書が存在しないため、いずれも開示することができない。

なお、②に関しNHK情報公開・個人情報保護審議委員会への諮問は、諮問の準備が整ったものから行っており、③に関しNHKの情報開示はNHK情報公開基準に則って行っている。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、①のうちの「議事内容」および⑤、⑥、⑦、⑩は規程第5条4項に該当することが認められ、②、③、④、⑧および⑨は文書が存在しないため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月22日（第236回審議委員会）

第707号諮問、審議、答申